

令和3年10月1日

入居者様のご家族様へ

株式会社ファイブワン

## 10月からの面会等の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少してきており、令和3年9月30日をもって全国の緊急事態宣言が解除となりました。それに伴い当社といたしまして、10月1日より面会や外出、通院等につきまして制限を一部解除いたします。詳細は下記のとおりとなります。ご不明な点がございましたら各アパートまでお問い合わせください。

**基本的に、ワクチンを2回接種して2週間が経過した（以下、「ワクチン接種ベース」といいます。）場合は可能となります。**

### 【ワクチン接種ベースで可能な項目】

- ① 入居者様への面会（事前に各アパートへ面会希望の予約をしてください）  
※ただし、ワクチンを接種されていない方は、各エリアブースにての面会は可能です。
- ② 入居者様の居室への立ち入り
- ③ ご家族様の通院の付き添い  
※ワクチン接種をされていない場合はアパート職員での対応となります。
- ④ 入居者様の外出  
※密になるような場所への外出、並びに長時間の外出は控えていただくようお願い申し上げます。

### 【ワクチン接種ベースでも可能とならない項目】

- ① 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令している地域への外出
- ② 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令している地域からの面会

### （注意事項）

- 1. 面会に来られる方のワクチン接種証明書の提示をお願いしています。
- 2. 個人的な事情によりワクチン接種ができない方については個別にお問い合わせください。
- 3. 今後の感染状況、再度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により対応は変化します。

以上